

「平成11年税制（登録免許税・不動産取得税・特別土地保有税の税負担の緩和措置、個人の長期譲渡所得課税の見直し）」

（登録免許税）

- ・土地に関する登記で課税標準が不動産の価額であるものについては、課税標準の圧縮率を50/100から40/100に引下げ。

（不動産取得税）

- ・宅地評価土地に係る課税標準を引続き1/2とする。

（特別土地保有税）

- ・徴収猶予制度の認定要件等の緩和。
- ・恒久的建物等の用に供する土地に係る徴収猶予の延長制度の創設。
- ・住宅・宅地供給に資する土地の譲渡に係る徴収猶予の特例の創設。

（所得税）

- ・長期譲渡所得に係る分離課税率を一律20%に引下げ(平成11年1月1日～)。